

道路反射鏡(カーブミラー)設置の目安

令和 7 年 4 月

揖 保 郡 太 子 町

1 はじめに

本目安は、太子町が道路反射鏡(以下、カーブミラーという)を設置する判断基準を例示したものです。

カーブミラーは、建物や塀等が原因で見通しの悪い交差点・カーブにおいて、直接目視での確認が困難な場合に、安全確認のための補助施設として設置するものです。

遠近感が分かりにくい等の鏡の特性上のデメリットに加え、鏡のみを注視することによる歩行者巻き込み事故の危険性もあることから、設置については慎重に判断しております。

交差点通行の原則は、運転者自身の直接目視での安全確認であり、カーブミラーを過信せず確実に安全確認を行うことが大切です。

2 カーブミラーの特性について

カーブミラーには次のような性質があり、歩行者・自転車にとってはかえって危険になるため、適切な安全確認位置からの直接目視による確認が困難な箇所にのみ設置します。

- (1) カーブミラーで見えない部分(死角)があり、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- (2) 接近車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反をまねきやすい。
- (3) カーブミラーに映る車は小さく見え遠くに感じやすいため、速度・距離感をつかみづらい。
- (4) カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱をまねきやすい。

3 カーブミラーの設置基準について

カーブミラーには前記のような特性があるため、自治会長からの要望に応じて現地を調査し、直接目視での安全確認が困難な場所であることを確認したうえで設置します。

そのため、直接目視での安全確認が可能な箇所については、設置のご要望に沿えないことがあります。

カーブミラーの新規設置に関しては、原則として次のような基準により判断しています。

※事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置の理由となりません。

事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。

(1)カーブミラー設置の判断基準例

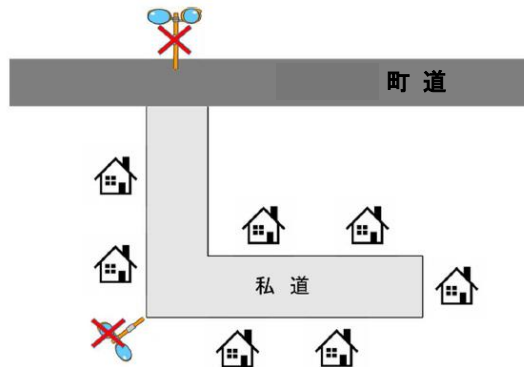
設置できないと判断する場合 × (法令等に定められた通行を行えば危険が除去できる)	設置できると判断する場合 ○
(1)空地などの土地利用形態により、見通しが確保されている場合 空地 死角:なし 隅切りなし	(1)民地境界内の塀や垣根などにより、見通しが確保できない場合 塀や垣根がある 死角:大 隅切りなし
(2)隅切りが3m以上あり、見通しが確保されている場合 死角:小 隅切り3m以上	(2)内へカーブしており、見通しが確保できない場合 死角:大
(3)外へカーブしており、見通しが確保されている場合 死角:小	(3)急カーブで、見通しが確保できない場合 死角:大
(4)歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合 死角:小 歩道がある	

(2)カーブミラーを設置しない場所

①私道と町道の交差点及び私道内

公共性の観点から、受益者が限定されるため設置しません。

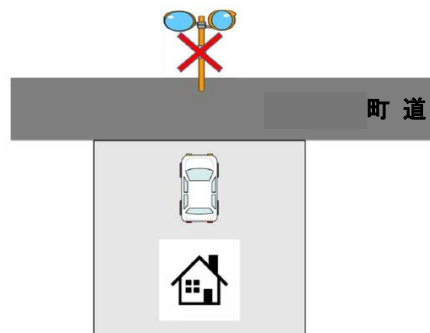
なお、私有地等から公道へ入る場合は、一時停止義務があります。(道路交通法第 17 条)



②私有地から町道への出入口

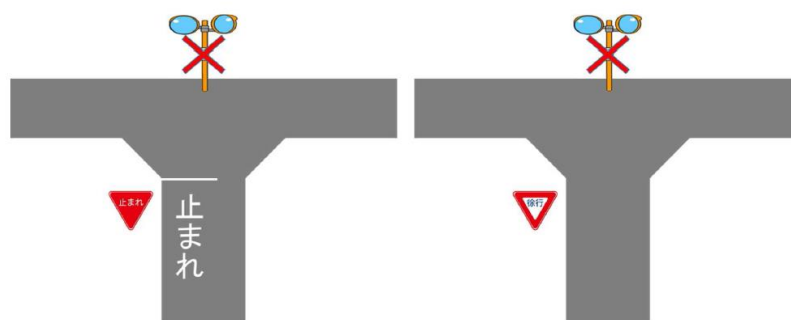
公共性の観点から、受益者が限定されるため設置しません。

なお、私有地等から公道へ入る場合は、一時停止義務があります。(道路交通法第 17 条)



③「止まれ」や「徐行」等の道路交通法により規制がある交差点

カーブミラーを設置することにより、一時停止や徐行義務を怠り、設置する以前より重大事故の発生が危惧されることから、原則設置しません。ただし、極めて見通しの悪い箇所においては、カーブミラーを設置する場合があります。



※本目安以前より、設置されているカーブミラーは適用外です。